

日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第3期 第5号 1996年 8月12日 発行

TWENTY BOOKS PLAN に応えて

委員長・石井 昭

ICOMOS 会長の R.SILVA 氏がみずから KEY PERSON となって、いま完成を急いでいる事業の一つに、いわゆる TWENTY BOOKS PLAN があります。MONUMENTS AND SITES を主題とする1国1冊形式の書物を、アジア8、アフリカ2、ヨーロッパ5、アメリカ5の計20カ国でそれぞれ準備し、第11回総会（ソフィア、本年10月）を記念して一括出版するという計画です。わが日本イコモスも指名に応えて一書をまとめ、所定の FORMAT で CAMERA READY に仕上げた全192ページの版下を、入力済み DISKETTE とともに、去る8月7日、スリランカへ向けて発送し、ようやく肩の荷を降ろしました。

本の表題は CONSERVATION OF MONUMENTS AND SITES IN JAPAN で、14章にわたる内容は以下の通りです。① Y.NISHIMURA: OUTLINE OF JAPANESE HISTORIC SITES AND MONUMENTS - ITS PAST AND PRESENT, ② M.SEKINO: THE PRESERVATION AND RESTORATION OF WOODEN MONUMENTS IN JAPAN, ③ M.SEKINO: PRINCIPLES OF CONSERVATION AND RESTORATION REGARDING WOODEN BUILDINGS IN JAPAN, ④ N.ITO: ON TUGITE SHIKUCHI AND WOODWORKING TOOLS, ⑤ M.SEKINO: ASPECTS OF JAPANESE WOODEN BUILDINGS, ⑥ K.SUZUKI: RESTORATION OF WOODEN BUILDINGS, ⑦ N.ITO: PRESENT CONDITION OF THE TRAINING OF SPECIALISTS IN THE CONSERVATION OF CULTURAL PROPERTIES IN JAPAN, ⑧ E.INAGAKI: TRAINING OF ARCHITECTS AS CONSERVATORS IN THE COURSE OF HIGHER EDUCATION IN JAPAN, ⑨ K.SUZUKI: TRAINING OF CONSERVATION SPECIALISTS FOR CULTURAL PROPERTY BUILDINGS. ⑩ E.INAGAKI: AUTHENTICITY IN THE CONTEXT OF JAPANESE WOODEN ARCHITECTURE, ⑪ M.TANAKA: RESCUE EXCAVATION IN JAPAN, ⑫ K.TSUBOI AND M.TANAKA: URBANIZATION, NARA PALACE, AND ITS EXCAVATION, ⑬ K.TSUBOI: ISSUES IN JAPANESE ARCHAEOLOGY, ⑭ K.ONO: BOOKS ON JAPANESE HISTORIC GARDENS.

この本は書き下ろしではありません。JAPAN'S LEADING EXPERT たる関野 克・伊藤延男・稲垣栄三・鈴木嘉吉・坪井清足・田中 琢の諸先生がこれまでに発表された英語論文の ANTHOLOGY が主体であって、第2～13章がこれに当たり、第1章は文化庁の資料から西村幸夫氏にまとめてもらった INTRODUCTION、第14章は庭園関係の欠を補うべく小野健吉氏に作っていただいた BIBLIOGRAPHY です。論文間に重複があり、データがやや古いなど、難点もあるにせよ、異邦の ICOMOS COLLEAGUE たちに JAPANESE WAY OF CONSERVATION PRACTICE を報ずる意味では、格好な書物が出来たと考えています。

作成にあたって益田兼房・山田幸正・我妻綾子の3氏から多大なご助力をたまわりました。編者として、著者の諸先生をはじめ、関係各位に対し謝意を表します。

目次

木造建築のダンディたち - イコモス国際木の委員会シンポジウム (英国)に参加して	松本修自	2
ラルセン博士の日本建築学会文化賞受賞とイコモス研究会の報告	益田兼房	4
ラルセンさんのこと	伊藤延男	5
ソフィア総会に上程される二つの公式宣言文書について	石井 昭	6
会員だより - アンコール遺跡の保存修復・その理念と方法	中川 武	10
寄稿 - 米国に残る日本の文化遺産	金出ミチル	11
事務局日誌 (96/5/20 - 96/8/9)	渡辺保弘	12
研究会開催 (9月21日)のお知らせ		13
事務局より		13



木造建築のダンディたち

— イコモス国際木の委員会シンポジウム (英国) に参加して —

東京国立文化財研究所
国際文化財保存修復協力センター
松本修自

隔年に開催されている「木の委員会シンポジウム」が、今年は英国国内委員会の主催で、4月14日から20日まで行われた。前回(1994年)はオーセンティシティの会議に先立って日本で開催され、伊藤延男イコモス副委員長の指揮のもと、事務局の渡辺保弘氏と村上裕道委員の文字どおり献身的な努力によって企画・運営がなされ、その際に筆者も微力ながらお手伝いをさせていただき、見学対象として、いかにその国内の最適の例が吟味されるかという舞台裏を知っているだけに、今回のツアーの内容もおおいに期待されたし、またそれを裏切らないものであった。

ヒースロー空港から眠い目をこすりながら市内への地下鉄(しばらく地上を走る)に乗った私の目にとびこんできたのは、やや小ぶとりとはいえまさしく満開の桜とレンギョウ、名も知らぬ黄色い花、群れ咲くスイセン。ロンドン郊外に累々と続くレンガ造りのフラットの、どんな小さな中庭にも満ちあふれる爛漫の春であった。「狂牛病」の不安もいっぺんで吹き飛び、こうして英国木造建築の旅は始まった。

翌朝の集合地はテムズ川南岸のシェークスピア・グローブシアターの再建現場。まず伊藤先生御夫妻の温顔を拝しほっとする。しかしほとんどの参加者はすでに日本でなじみの顔ばかり。村上委員の急病による不参加は残念だったが、思いがけずユネスコの野口英雄さんにもお会いできた。忙しい御勤務のさなか、出張先からの参加ということで、この時ばかりは一建築史家に戻ることができるから、とのお言葉。まったく同感である。

このグローブ・シアターの再建事業は、部分的な発掘調査の成果にもとづくもので、地上には何ら痕跡をとどめていない。しかし担当者のいわく、1)その存在と姿は16世紀の絵図に明らかであり、2)当時の劇場の祖形は15世紀フランスに例があり、3)同種の建物としては闘牛場の絵図があり、4)構造や継ぎ手などの細部はロンドンの17世紀の町家が参考となり、5)小屋組はウエストミンスター寺院を参照した、という。要するに「我々はなにも発明してはいない」というわけである。このような遺跡からの再建の例は、ヨーロッパには少なからずあり、その根拠と再建々物の技法・材料などの信頼性については、我々ももうすこしきちんと知る必要があるだろう。

さて、以前「棟木」を英訳しようとして、意外にもしっくりすることばが見つからないのに当惑したことがあるが、今回ここへ来て、その理由がわかったような気がした。どうも歴史的建造物においては棟木はあまり重要な材ではない、というよりも棟木が存在しない例すらあるのである。比較的雨が少なく、葺材も軽いので、元々荷重の少ない屋根の頂きに大きな材を必要としないのは当然でもあるが、本来は構造のシステムそのものの違いに由来する。つまり、軸組の上に小屋組を置くという日本の考え方と違って、小屋は地上から軸部と一体のクロス・フレームとして形成され、これが梁行きにいくつか並べられて両妻壁と間仕切りになる。これに平のウォール・フレーム、屋根面を作るルーフ・フレームを取り付けるのである。“purlin”は普通「母屋(桁)」と訳されるが、これもルーフ・フレームの一構成材というべきで、まして棟木の影は薄い。すなわち、英国の木造建築は“wooden building”というより“timber-framed building”であり、それはそのまま、今回解説役として同行してくれたリチャード・ハリス氏の著書のタイトルでもある。(“Discovering...”というペーパーバックのシリーズの一巻で、容易に入手できるが、著者の手になる図解が豊富で大変わかりやすい好著である。一読をお薦めする。)

英国はこうした歴史的木造建築に豊富に恵まれているのであるが、建物の種類としては納屋に優作が多い。今回もその幾つかを見学したが、なかでも最も保存のよい Harmondsworth Barn(1427)や、ウィリアム・モリスも称揚したという Great Coxwell Barn(1235)



の大架構は圧倒的である。特に後者は、バットレスを備えた外壁がまったくの石造の教会にみまごうほどで、おのずからなる風格に声もなかった。内部には木造のクロス・フレームが林立するのであるから、厳密には混合造の建築であり、小屋のみを木造とする教会建築（Chichester Cathedralを見学）と、実際にそのコンセプトは大差ないことになる。このように梁間の大きい場合は、入側柱に当たるアーケード・ポストを建て、中央を“nave”、両側を“aisle”と称するのも、教会建築との親近性がうかがわれる。アーケード・ポストを省いて、持ち送りで処理するのがハンマー・ビームと呼ばれる手法で、代表例はロンドンの Westminster Hall(1400)にある。

一方、住宅建築の最高峰は、Cheshireにある Little Moreton Hall(c.1450-1600)であろう。縦横の材で構成されるウォール・フレームは、時代と地方により次第にいくつかの装飾的パターンを生むようになるが、この家は意匠の面でその精華というべきもので、しかも順次建て増された全体が調和し、中庭の破風付きのベイ・ウインドウのあたり、なんとも粋ですばらしい。これだけでもはるばる来た甲斐があるというもの、しかし短期間にこれだけのものを見れたのは、やはり企画されたバス・ツアーなればこそで、ひとえに英国国内委員会のおかげである。選ばれたホテルも快適で申し分なし、ただし昼食はいつも持参のサンドイッチや、かたい青りんごを、寒空の下でかじることとなったが、これも（英国流合理主義か）けっこう楽しかったし、時間の節約にもなった。ちなみに、Little

Moreton Hallは、かのナショナル・トラストの所有・管理であり、そういえば10年前、あこがれて訪ねたマッキントッシュの The Hill House もそうだった。

今回の旅程には、ふたつの野外博物館も含まれていた。Worcestershireの Avoncroft Museum of Historic Buildings は、案内書の冒頭に、「この博物館のなによりの目的は、建物を破壊から救うことにあります。」と謳っているとおり、種々の産業建築をはじめ教会や民家の木造の架構を覆屋に保存している。この場合、保存されたものの重要性のポイントをいかに一般の見学者に伝えるかが問題のように思えた。もうひとつ、West Sussexの Weald & Downland Open Museum は、たまたま出発前にすでに御覧になっていた関口欣也先生から御推薦を得ていたものである。ゆったりと起伏のある広い敷地を利用した民家博物館で、各種の良質な民家をほどよく集め、配置してあり、この種のものに関心のある方にはぜひ訪れていただきたい、ある意味では理想的な例といえる。ストックホルムのスカンセンは楽しいのだがあまりにショー的であるし、オスローの民家博物館はその量に辟易とする。説明の合間にしばしの自由時間があり、湖を望みながら、紅茶と手製のクッキーを前に草に寝て、至福の時を過ごすことが出来た。

保存修復の技術的問題については、各現場において説明と活発な意見交換がなされた。

1)Shakespeare Globeでは、再建に用いられた伝統材料とその防火性能向上のための処置および実験について、および伝統的継ぎ手・仕口の選択とその強度的弱点、金物の使用など。
2)Chichester Cathedralでは、地下水による地盤の沈下と構造の安定性の問題。
3)Bredon Barn では、火災にあった部材のアセスメントと修復手法。
4)Combermere Abbeyでは、レンガ、さらにモルタル等で外観・内装が大きく変更された建物の修復の問題。
5)Baguley Hallでは、1920年代から続けられてきた樹脂による当初材の補修の検討、等々である。いずれにしても日本で直面している問題ばかりで、この分野での経験交流、さらに将来の共同研究が可能なのではないかという感触を得た。また、“Building Archaeology”という学問分野の存在を知ったのも収穫であった。

以上、全体としてはかなりのハード・スケジュールであったが、この間に Stratford upon Avon や Coventry の町並見学をも含み、内容は充実の一言。しかしこのようなツアーが、学生や若い技術者のために企画されたら、どんなに教育的効果があるだろうと思う。次回は1998年、多くの会員の皆様が参加されんことを。

平成8年度第1回イコモス研究会が、去る5月31日(金)午後6時から7時まで、日本建築学会歴史意匠委員会との共催で学会2階会議室でおこなわれた。講師はノルウェー工科大学教授クヌート・アイナール・ルールセン博士で、イコモス木造建築国際学術委員会事務局長としての経験を踏まえての「日本の木造建築の保存とその国際的評価」との演題で、英語による講演であった。聴講者は、いつものようにイコモス会員のほか関心をもつ大学生など70名近くが参加いただき、熱心に松原美智子さんの逐次通訳に聞き入った。講演内容は、別に石井委員長監訳で正確な日本語に翻訳されるのでそちらをご覧くださいこととして、ここではこの研究会に至る背景などを中心にご報告したい。

今回のルールセン博士の来日理由は、前日の30日に行われた1996年度日本建築学会文化賞受賞のため、その表彰業績は、「日本の文化財建造物の保存手法に対する国際的理解の向上に果たした功績」であった。

博士は、日本の文化財建造物の保存にお詳しく、1994年にその初めての英文紹介書「ARCHITECTURAL PRESERVATION IN JAPAN (日本の歴史的建造物の保存)」を刊行され、1992年には日本が最初に世界遺産推薦をユネスコに行った「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」の世界遺産登録評価に関わられた。また、1994年11月に奈良市で開催されたユネスコ・イコモス等主催の「NARA CONFERENCE ON AUTHENTICITY (世界文化遺産奈良コンファレンス)」では学術コーディネーターとして活躍し、1995年にその学術報告書の編集刊行をおこない、奈良会議の成果を広く世界に紹介する役割も果たされた。

1995年度の日本イコモス国内委員会の理事会では、このような功績のある博士になんらかの表彰を日本側でおこなうことが望ましい、との意見に固まり、日本建築学会文化賞について学会歴史意匠委員会にご検討くださるよう、文化遺産保存に関わる国際NGOとしての専門的見地から間接的に推薦をさせていただいた。今回の文化賞授賞は、かつてのイサム・ノグチ氏への授賞を別にすれば外国人へは初めてのもので、日本の建築文化に関する国際的理解の進展に貢献された博士の功績をたたえることで、今後の建築文化にかかる国際的交流の一層の促進を願う日本建築学会のご判断があったものと考えられる。

博士に初めてお目にかかったのは10年近く前になるが、近年の世界遺産に関連する一連の動きのなかでは、この受賞によりひとつの区切りができたという感慨がある。博士を日本に結び付けたのは、別稿のように、ひとえに伊藤延男イコモス副会長のお力による。また、奈良会議の学術的な内容検討を含め博士の業績の客観的な評価をされたのは稲垣栄三名誉会員であり、世界遺産条約の加盟から奈良会議の運営さらには博士の授賞来日実現まで大きな力を発揮されたのは田中琢理事であった。博士には、東京でのイコモス研究会での講演のあと、奈良市でも日本イコモス後援・奈良市主催で市民向けに世界遺産条約に関して講演いただくことができたが、これも田中理事のご尽力による。いちいちお名前を挙げるのは遠慮させていただくこととして、博士の授賞と来日の実現に限っても、このほか、実に多くのかたがたや組織のご協力をいただいた。ここであらためて、御礼を申し上げたい。

これらの事業活動を通じて感じるのは、世界遺産条約の学術評価を担当する「イコモス」の存在が、世間の理解をかなり受けるようになってきた、ということである。それは、海外の文化遺産保存修復協力等とも関わって、国際NGOとしての日本イコモス国内委員会の国内での社会的責任、さらには国際的責任がいっそう重くなっている、ということでもある。博士は離日にあたり、木の文化遺産を維持修理していくための「HISTORIC FOREST RESERVE」の国際会議開催の提案を残された。これは、伊勢神宮のように定期的建て替えをするようなシステムのものだけでなく広く木造建築文化の伝承全般に関わり、また反面で大径木の森の保存蓄積になることから熱帯雨林や各地の原生的自然環境の保護にも関係する。日本は価値ある国際的貢献をどうおこなっていくのか、あらためて考えさせられた次第である。



ラールセン（正しい発音はラッシュェンと聞こえる）先生が日本建築学会文化賞を受賞された。まことにお目出度い限りである。受賞の理由等は別稿にのべられる筈であるので、ここでは、私の長いお付き合いの間に得た逸話の類を綴ってみることにする。

1983年のことであるが、ユネスコとイクロムが協力して、木の文化財の保存コースをノルウェーで開くことが決まった。当時私はイクロムの理事をしていたので、イクロムのトラッカさんやノルウェー側責任者チュディマドソンさんから、日本人講師を推薦するよう依頼された。講義の内容が建築だけでなく、彫刻や工芸品も含むとされたため、人選は難しく、結局私が引き受けることとなった。幸い、西川杏太郎さん、中里克寿さん等から教養を受け、沢山の資料をいただいたので、曲がりなりにも講義ができるようになった。

翌1984年6月、初めてオスロの北約300キロにあるトロンヘイムの空港に降り立った。この時、出迎えのラールセンさんに初めてお会いしたのであるが、その時、日本語を話す高校生らしき若者の存在に大いに驚いた。その若者こそ、日本人の全くいないトロンヘイムで独学で日本語を勉強していたご子息のスユール君だったのである。

ラールセンさんは、木のコースの教務主任の役をしておられた。初めのうちは、手紙にProf. Dr. と記して出すと、恥ずかしそうに「私はプロフェッサーでもドクターでもありません。」と言われた。私は、本当に真面目な人だと感じたのである。しかしやがて、めでたくプロフェッサー・ドクターとなり、さらに、建築史、保存コースの主任にまでなられた。学位論文のテーマは、建築防災に関するものであったと聞いている。

研究が一段落した頃を見計らって、ラールセンさんに日本の建築を勉強してもらおうと考え、短期ではあったが、招請研究員として東京国立文化財研究所に来て頂いた。そして、更に国際交流基金のフェロシップで1年間来日、本格的に日本建築とその保存の研究に取り組まれたのである。この時は奥様もご一緒であり、スユール君も大学を1年休学して来日した。ところがちょうど私が神戸芸術工科大学に転じてしまったので、東京で指導できないことになった。その事を伝えると、「それでちょうど良い」とのこと。その理由は、神戸に日本で唯一のノルウェー人学校があり、その宿舎があるので、入居できるからという。これは私にとっても好都合であって、よく相談にのってあげる事ができた。

ラールセンさんはとてもよく勉強された。なによりも勘がよく、こちらが一言えばたいてい理解される。滋賀県下の古建築を見学して歩きながら、論止垂木を論じたのは、説明するほうにとっても、実に楽しい思い出となった。また、イコモスから日本建築の保存について論文を書いてほしいとの依頼があった時、一策を案じて、ラールセンさんとの対話という形式にしたのでちょっと洒落た企画になった。実は、私が会話を勝手に書き上げ、これにラールセンさんが手を加えるという手筈にしたのであるが、ほとんど手を加えず二人が同意見という結果になたのには弱った。でも、この対話が、奈良コンファレンスでのオーセンティシティの論議の最初の素描となったと言って良いのではないかと思っている。

でもラールセンさんには茶目っ気もある。トロンヘイムからオスロまでドライブを楽しんだ時、途中農家で民宿することになった。夜も更けていざ寝る段となったとき、彼は私に1冊の本を渡し、今夜読めという。みると、トロールとか言う一つ目入道の話である。普通ならブルッと来て便所にもいけないことになる筈だが、幸か不幸か北国の夏、白夜であって一向に怪物の出る雰囲気にはならなかった。

私はラールセンさんに日本語を教えたことはない。教えたのは実にくだらないうダジャレだけである。例えば、日本人はドイツへいくと大変困る。なぜなら、息せき切って駆け付けて見れば、「ヘーレン」と書いてあり、一方には「ダーメン」とある。だがノルウェーは良い国だ。ヘーレンではなく「ヘーレル」なのだから。ラールセンさんは何年たってもこんな話をよく覚えている。実は、息子を見習ったのだろうか。日本語がかなりできるらしい。それが証拠に、神戸大震災の直後に日本語の見舞い電話がきた。

ラールセンさんは実に真面目で心暖かき人である。受賞おめでとうございます。



ソフィア総会に上程される二つの公式宣言文書について

石井 昭

来る10月5～9日にソフィア（ブルガリア）で開催される第11回総会の席上、ICOMOS会員の総意に基づく採択を期して、二つの、いわゆる DOCTORINAL TEXT（公式宣言文書）が審議される運びになっています。

記録作成諸原則

第1は、PRINCIPLES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND SITES（記念建造物・建造物群・史跡に関する記録作成のための諸原則）です。これについては、草案検討特設委員会にご参加いただいた斎藤英俊氏に当 [INFORMATION] の前号（96年5月10日発行）でご紹介をお願いし、その際、同氏のお持ち帰りになった草案全文を併載しましたので、会員の皆様もご承知のことと思います。その後、特設委員会の通信協議によって若干の字句修正が行なわれ、去る7月5日付けで最終草案がパリのICOMOS本部から私（国内委員長）あてに送られて来ましたが、内容にかかわる特段の変更は無いものと判断されますので、これ以上、ここでは言及しないこととします。

水中文化遺産憲章

第2は、以下に草案全文を掲げる THE ICOMOS CHARTER FOR THE PROTECTION AND MANAGEMENT OF THE UNDERWATER CULTURAL HERITAGE（水中文化遺産の保護と管理のためのICOMOS憲章）です。この憲章は、国際専門分科委員会の一つたる UNDERWATER CULTURAL HERITAGE COMMITTEE（1991年発足、現会長・GRAEME HENDERSON氏、本部・オーストラリア）が起草し、昨年（95年）9月にクラクフ（ポーランド）で開催された諮問委員会に提出されたものであり、一部委員から CHARTER（憲章）という命名について疑義が出されたとはいえ、大方の賛成を得て受理されました。日本イコモスでは、この草案全文を昨年次総会（12月16日開催）において出席各位に配布しましたが、十分な審議を尽くす時間もなく、また当日ご欠席の方々も少なくありませんでしたので、周知を図るべく、ここにあらためて収録することとしました。内容は、お読みくだされば判る通り、近年における水中考古学の著しい発展に鑑み、乱発掘を戒め、遺産の健全な保護・管理を促そうとするもので、関係者が遵守すべき倫理綱領といった性格を帯びています。

ご意見をお寄せ下さい

会員の皆様にお願ひします。記録作成諸原則と水中文化遺産憲章の双方をご検討のうえ、それぞれについてご意見、とくに修正提案にかかわるご意見がありましたら、来る9月20日（金）までに郵送またはFAXにて事務局へお知らせください。日本イコモスとしては、9月21日に開催する理事会で本件を再度審議し、態度を決定する予定ですが、これまでの経緯からすれば、原案賛成の方針をもってソフィア総会に臨むことになろうかと考えています。

総会出席予定者

なお、ソフィア総会への出席者は、現在、事務局で把握しているところによると、足達富士夫・伊藤延男・大河直躬・片方真也・坪井清足・西浦忠輝・西村幸夫・松本修自・三宅理一・森下 満の10氏で、私を含め計11名の予定です。

THE ICOMOS CHARTER FOR THE PROTECTION AND MANEGEMENT OF THE UNDERWATER CULTURAL HERITAGE

DRAFT

Fundamental principles

The preservation of underwater cultural heritage in situ should be considered as a first option.

Preservation should be accompanied by compatible public access;

Non-destructive techniques, non-intrusive survey and sampling should be encouraged wherever possible, in preference to total excavation.

Investigation embraces the whole range of methods, from non-destructive techniques to total excavation. It must not destroy any more of the underwater cultural heritage than is necessary for the mitigatory or scientific objectives of the investigation.

Investigation should avoid unnecessary disturbance of human remains or venerated sites.

Where destruction or intrusive investigation takes place it must be accompanied by adequate documentation.

Project design

Before any investigation takes place, a project design must be developed and under certain circumstances made available to scientific community, and includes:

- arrangements for collaboration with museums and other scientific institutions;
- the scientific objectives of the project;
- the methodology to be used and the techniques to be employed;
- anticipated funding;
- a timetable for completion of the project;
- composition, qualifications, responsibility and experience of the investigating team;
- results of the preliminary investigation;
- post-fieldwork activities;
- a conservation programme;
- a documentation programme;
- a safety policy;
- report preparation and contents;
- deposition of archives, including underwater cultural heritage removed during investigation;
- a programme of publication and public participation;

Where unexpected discoveries are made or circumstances change, the project design should be reviewed and amended.

The investigation must be carried out in accordance with the project design.

Funding

Adequate funds must be assured in advance of investigation to complete all stages of the project design including conservation, report preparation and dissemination. The project design should include contingency plans that will ensure conservation of underwater cultural heritage and supporting documentation in the event of any interruption in anticipated funding.

Project funding must not require the sale of underwater cultural heritage or the use of any strategy that will cause underwater cultural heritage and supporting documentation to be irretrievably dispersed.

Time-table

Adequate time must be assured in advance of investigation to complete all stages of the project design including conservation, report preparation and dissemination. The project design should include contingency plans that will ensure conservation of underwater cultural heritage and supporting documentation in the event of any interruption in anticipated timings.

Scientific objectives, methodology and techniques

Scientific objectives and the details of the methodology and techniques to be employed must be set down in the project design. The methodology should accord with the scientific objectives of the investigation and the techniques employed must be as little intrusive as possible.

Qualifications, responsibility and experience

All investigations of underwater cultural heritage will only be undertaken under the direction of and in the presence of a named underwater archaeologist with recognized qualifications and experience appropriate to the investigation.

All persons on the investigating team must be suitably qualified and experienced for their project roles. They must be fully briefed and understand the work required.

Preliminary investigation

All intrusive investigations of underwater cultural heritage must be preceded and informed by a site assessment that evaluates the vulnerability, significance and potential of the site. The site assessment must encompass background studies of available historical and archaeological evidence, the archaeological and environmental characteristics of the site and the consequences of the intrusion for the long term stability of the area affected by investigations.

Collaboration

Collaboration with museums and other scientific institutions is to be encouraged. Provision for visits, research and reports by collaborating institutions should be made in advance of investigation.

Documentation

All investigation must be thoroughly documented in accordance with current professional standards of archaeological documentation.

Documentation must include as a minimum the systematic and complete recording of the site, the provenance of underwater cultural heritage moved or removed in the course of investigation, field notes, plans, sections, photographs and recording in other media.

Material conservation

The conservation programme must provide for treatment of archaeological remains during investigation, in transit and in the long term. It should also provide for long term stabilization of the site.

Safety

The safety of the investigating team and third parties is paramount. All persons on the investigating team must work according to a safety policy prepared according to statutory and professional requirements and set out in the project design.

Reporting

Interim reports should be made available to the scientific community according to a timetable set out in the project design, and deposited in relevant national records.

Reports should include:

- an account of the objectives;
- an account of the methodology and techniques employed;
- an account of the results achieved;
- recommendations concerning future work, site stabilisation and the conservation of underwater cultural heritage removed during the investigation.

Deposition of archive

The project archive, including underwater cultural heritage that has been removed during investigation and a copy of all supporting documentation, must be deposited in a venue that can provide for public access and the curation of the archive in perpetuity. Arrangements for deposition of the archive should be agreed before investigation commences, and should be set out in the project design. The archive should be prepared according to professional standards of archive preparation.

Where underwater cultural heritage is deposited in a number of venues, provision must be made for its reconstitution as a single assemblage. Underwater cultural heritage is not to be traded as items of commercial value.

Dissemination

Projects should provide for public participation and training and popular presentation of the results of the investigation.

A final synthesis of the investigation must be made available to the scientific community as soon as possible having regard to the complexity of the research and should be deposited in relevant national records.

会員だより アンコール遺跡の保存修復、その理念と方法

中川 武

1993年10月東京会議において、アンコール遺跡の救済事業は、日仏を共同議長国とし、ユネスコを事務局とする国際調整会議（ICC）の決定とカンボジア政府の承認のもとに約30の参加国と民間団体によって進められることになった。それに先立って、日本国政府（外務省文化交流部）より委託を受けて、1992年10月から私は、アンコール遺跡に関する日本国政府の救済事業計画のための予備調査を開始した。1994年7月には、日本国政府アンコール遺跡救済チーム（JSA）が結成され、建築、考古、地質、岩石、保存科学、修復技術などの分野の参加による本格的調査（第4次）に入り、同年11月には正式にJSAの保存事業がスタートするに至った。当初の計画では、①アンコールトム王宮前広場のプラサート・スープラとそのテラス、②バイヨン北経蔵、③アンコールワット最外郭の北経蔵を修復の対象とし、部分的に重なり合う作業があったとしても基本的にはその順に調査、研究、および修復を行っていく予定であった。ところが、主要なアンコール遺跡の中で最も崩壊の危険にさらされているバイヨン寺院全域の中でもとりわけ危機に瀕していた北経蔵の南東隅部の壁体が、木材による応急的な養生が強化してあったにもかかわらず、1995年6月頃から崩落の動きが観察されるようになった。この遺跡全体の傾斜、微動調査などを集中する一方、精密な現状調査、地盤、考古調査を進め、同年9月より、基壇より上の建築本体の解体工事のための準備に入った。バイヨン北経蔵は、迫持式の砂岩屋根石が最下部の一、二列を残してすべて崩落しており、最大約2.7tの大梁や同壁が、前後左右の方向へ複雑にねじれており、どんな仮設養生計画を立てても人力による取り除き工事方法では安全性の保証が得られないことが判明し、25tラフタークレーンを使用することにした。重機搬入のための、一部遺構の仮解体、スロープ、敷地の養生など、安全性を保証する計算式をつけた設計図をICCおよびカンボジア政府に提出し、承認の上、1996年2月より、ほぼ1ヶ月かけて、およそ750個の石を取り除いた。これらの石は、勿論番付を打ち、正確な実測と必要な補修を数次調査にわたる実験を経た方法で行っている。しかし、特に母屋の屋根部はほとんど石材が残っておらず、敷地のあちこちに仮置されている散乱石の中からオリジナルな構成材を選び出し、位置を特定しなければならない。この作業に膨大なエネルギーを投入しているが、残念ながら、大部分紛失してしまった可能性が高い。関連遺構より復原考察を進めており、私たちの復原案は学術的研究として成立するものである。しかしオリジナルな部材が発見できなかったとき、果して復原して良いものであろうか。もし屋根を架げないとすれば、せっかく修復しても雨の被害をどのように防ぐことができるだろうか。

現在、第10次調査において、基壇内部の発掘調査を行っており、地盤、基礎における崩壊原因とプロセスの確定を急いでいるところである。できるだけオリジナルな素材と工法に近い修復を目指すことは当然であるが、幸いほぼうまくいったとしても、オリジナルであることは、劣化崩壊を繰り返すことになる可能性も強いのである。どの程度の補強が許されるのであろうか。私たちはこれらの無数の問題に対して、一つ一つ正確に現状を記録し、劣化原因を科学的に探求し、修理方法を現場で実験し、私たちの考え方やデータを公開の上、内外ともに意見交換を積極的に推進したいと考えている。その意味で、昨年引き続き、「JSA年次報告書1996」がこの8月に出版され、8月31日にはアンコールにおいてバイヨンをめぐるコロキアムがJSAの主催で、また10月19日、赤坂草月会館において、アンコールシンポジウムが国際交流基金アジアセンターの主催で行われる。皆様の積極的な参加をお願いしたい。

今回は紙面の都合で、アンコール遺跡について、私たちが学んだこと、人材養成のこと、周辺の問題点など、多くのことを割愛したが、国際文化協力事業であっても、半分以上は私たち自身のために行っているのだという感を、この頃益々強くしている。

米国連邦政府で歴史保存を担うナショナル・パーク・サービスの定期刊行物 [CRM; Cultural Resource Management] 最近号 (vol. 19, no. 3, 1996) で、興味深い記事があったので、事情に詳しい(財)文化財建造物保存技術協会の金出ミチルさんにその紹介を以下のようにお願いした。(事業担当理事・益田兼房)

日本の文化は国内にのみ存在するのではない。海外に残された日本の文化遺産は誰が守ればよいのだろうか。アメリカの『CRM』最近号では環太平洋地域における保存に焦点が当てられている。この範囲にはアメリカ西海岸、日本が属する東アジア、東南アジア、さらにオーストラリア大陸までが含まれている。従来白人の裕福な層を中心に自らの「伝統」を守る目的で保存が推進されてきた背景のなかで、近年多民族国家アメリカの文化の多様性が注目されるようになってきており、この特集号もこの流れを受けたものである。／中でも際立っているのが、ワシントン大学で教鞭をとるゲイル・リー・ダブローによる「ワシントン州西部における日系アメリカ人の文化資産」である。著者は女性・マイノリティーの米国史及び町形成とのかかわりを研究する都市計画の専門家である。アメリカ西部の州、特にカリフォルニア、ワシントンにおける活発な研究活動や保存計画により、最近ようやくアジア系アメリカ人の忘れられていた遺産の価値が認識され始めている状況を紹介している。ワシントン州のかつての“ニホンマチ”あるいは“ジャパントウン”には、今世紀初頭のにぎわいを蘇らせる建物が現在も建っている。その一方で郊外には、第二次世界大戦前に日本人移民たちが重労働に汗を流した隔離された集落が存在する。しかし、ここに暮らした彼らが特に林産業を通してこの地方の発展に大きく貢献したのにもかかわらず、現在は土地利用や景観計画による保護を受けてない。／シアトルのニホンマチのアスターホテル兼日本館劇場などは国の登録文化財制度上チャイナタウン＝インターナショナル歴史地区に含まれ比較的良く守られている。ただし調査の際には外観に重点が置かれるため、例えば同地区内の单身者向け宿泊施設であるパナマホテルの地下に眠る日本式の共同風呂や日本人が収容所に入れられる際に置き去りにされた当時の荷物が詰まったままのトランクの存在は最近まではほとんど知られていなかった。また、1890年代から1930年代にわたり繁栄し、一時は40もの街区を擁したタコマの日本人街は今までその価値が十分に評価されなかったため、当時の建物はほんの一握りしか残っていない例である。それらを内包したニホンマチの社会が消えてしまった今、現存する単体の建物の意味づけは困難になってしまった。これはニホンマチの系統だった学術的な調査が手薄であったための悲劇なのである。／さらにワシントン州西部の調査上ないがしろにされているのが、人里離れたところにある材木会社・製材所・鉄道会社などで生計をたてた昔の日本人集落である。1909年にワシントン州では2,200人の日本人が67の材木業および製材業に従事していたことがわかっている。材木会社によりつくられた町であるセレックスやバーンストーンでは、日本人従業員のための地区自体は組織閉鎖後解体されてしまっているが、地表には考古学的調査の対象となってしかるべき遺跡が残っているとのことだ。／アメリカ西部におけるアジア系アメリカ人の文化資産の調査及び保存に関する課題は多い。かつての日本人の生活の遺産保護のために著者は文化財登録制度の見直しも必要であると説いている。従来の評価方法では包括されないものも、審査の対象となってきているからである。さらには保存教育の面でも対応が迫られているのである。その先駆けとしてワシントン大学の歴史保存修士課程の一環では、太平洋域におけるアジア系アメリカ人の歴史保護のため関連団体を連携させる保護計画を立案した。熱心な生徒らの努力及び数々の機関による支援により、米国史の新たな側面が少しずつではあるが確実に明らかになってきている。しかし、アメリカにおいて彼らはあくまでも少数派なのだ。／日本人の歴史は日本国内にとどまるものではない。過去に日本人の活動が及んだ範囲には今でも日本の文化が残存するのである。異国にある歴史遺産の保存においては、遺産そのものの存続のみならず、それらに象徴される日本人の精神をどのように解釈してその地において継承してゆくのが問われているのである。